四日市市労務費ダンピング調査実施要領

（趣旨）

第１条　本要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第１３条の規定に基づき、四日市市が発注する建設工事において、労務費ダンピング調査を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　本要領は、競争入札に付する建設工事（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。）を対象とする。

（入札参加者への周知）

第３条　対象工事の公告又は指名通知の際には、下記の事項を記載するものとする。

（１）本要領の適用があること。

（２）直接工事費が次条に規定する一定水準未満である場合、落札者に理由書の提出を求める場合があること。

（調査）

第４条　発注者は、第２条の対象工事において、落札決定後、落札者が提出した工事費内訳書に記載された直接工事費を確認することにより労務費ダンピング調査（以下「調査」という。）を行う。なお、総合評価方式による一般競争入札で、低入札価格調査（四日市市低入札価格調査実施要綱（平成２０年告示第３６２号）第７条第４項第７号）により労務費を確認した工事は調査を実施したものとみなす。

２　発注者は前項の直接工事費が、一定水準以上であるかを確認する。ただし一定水準とは、別紙１のとおりとする。一定水準未満である場合は、次のとおり調査を行うものとする。

（１）積算の確認

発注者は自らの積算が市場単価等の材工共の単価を含まず、労務費、材料費及び機械経費に分離可能な単価のみで構成され、労務費を正確に算出できるかを確認する。

ただし建築工事においては、次号により発注者の積算における労務費を算出できるものとみなす。

（２）労務費の確認

前号で労務費を正確に算出できる場合は、落札者が提出した工事費内訳書に記載された労務費が、発注者の積算における労務費（１万円未満切捨て）以上であるかを確認する。

ただし建築工事においては、発注者の積算における労務費は、別紙２により算出し確認する。

（３）理由書の提出

第１号で労務費を正確に算出できない場合又は前号で発注者の積算における労務費未満である場合、発注者は落札者に対し期限を定め、書面（様式第１号）により理由書の提出を求めるものとする。（期限日は様式第１号の通知日の翌日から起算して３開庁日目を標準とする。）

この場合において、落札者は、期限までに理由書（様式第２号）を提出しなければならない。

（４）理由の確認

発注者は、前号の規定により提出された理由書の内容に、合理的な理由があるかを確認する。

なお、当面の間、原則として、以下のアからウに該当する場合は、合理的な理由がないものとみなす。

ア　理由書が提出期限までに提出されない場合。

イ　最新の公共工事設計労務単価を用いずに算出した場合。

ウ　最新の公共工事設計労務単価を用いているが、歩掛や、一定率を乗じるなどして減額した場合。

（改善要請等）

第５条　発注者は、前条第２項第４号の規定により理由を確認した結果、合理的な理由が確認できない場合、又は期限までに理由書の提出が無い場合は、次に掲げる措置を行うものとする。

（１）落札者に対し、書面（様式第３号）により改善を要求する。

（２）国土交通省中部地方整備局へ通報する。

附　則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。

別紙１（第４条第２項関係）

一定水準とは、以下の式により算定するものとし、算定に用いる係数は、０．９７（工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル）とする。

建築工事以外　一定水準＝発注者の積算における直接工事費×係数
建築工事　　一定水準＝発注者の積算における直接工事費×（１－０．１）×係数

ここでいう建築工事とは公共建築工事積算基準を適用する工事をいう。

別紙２（第４条第２項第２号関係）

建築工事における、発注者の積算における労務費は次の式により計算する。
ここでいう建築工事とは公共建築工事積算基準を適用する工事をいう。

発注者の積算における労務費＝工事価格×標準的な労務構成割合

ただし標準的な労務構成割合は、下表のとおりとする。

「標準的な労務費構成割合」（建築工事）※

居住専用住宅	居住専用準住宅	居住産業併用住宅	事務所	店舗	工場・作業場	倉庫	学校の校舎	病院・診療所	その他
14.14%	13.81%	10.62%	8.59%	8.53%	8.33%	9.36%	12.25%	12.68%	9.12%

※ 標準的な労務費構成割合は、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和７年１２月）」に記載されている割合であり、「建設資材・労働力需要実態調査結果」（令和５年度工事実績）より、算出されたものである。

様式第１号（第４条第２項第３号関係）

第　　号
年　月　日

様

四日市市長

理由書の提出について

下記工事において、貴社が提出した工事費内訳書の直接工事費が、四日市市労務費ダンピング調査実施要領第４条第２項（別紙１）に定める一定水準に満たないことから、下記の期限日までに理由書を提出すること。

記

工事名：
期限日：　年　月　日（通知日の翌日から起算して３開庁日目を標準とする）
提出資料：理由書（様式第２号）

様式第２号（第４条第２項第３号関係）

年　　月　　日

四日市市長　あて

住所

受注者

氏名

（名称及び代表者氏名）

理　由　書

工 事 名　：

上記工事について、当該労務費で入札した理由は、下記の通りです。

記

・次に該当する場合は、□にレ点を記入の上、その理由を記載

□　最新の公共工事設計労務単価を用いずに算出した

□　最新の公共工事設計労務単価を用いているが、歩切や一定率を乗じるなどして減額した

・上記に該当しない場合は以下に理由を記載

○理由

様式第３号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

四日市市長

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。

貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について 改善措置を講ずるよう、要請します。

記

工事名	○○工事
指摘事項	入札金額の内訳に記載された直接工事費（労務費）が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。